

新たに農業を始めたい

事業名	新規就農総合支援事業 (農業次世代人材投資資金・就職氷河期世代の新規就農促進事業)
対象分野	新規就農, 企業参入
事業要旨	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し, 就農前の研修を後押しする資金(準備型(2年以内))及び就農直後の経営確立を支援する資金(経営開始型(5年以内))を交付。 ※準備型の研修計画申請時に30歳以上の者は原則として就職氷河期世代の新規就農促進事業(令和元年度補正予算による事業)で対応。事業内容等は準備型に同じ。
事業概要	<p>[事業主体]</p> <p>(1) 農業次世代人材投資資金(準備型) 県</p> <p>(2) 農業次世代人材投資資金(経営開始型) 市町村</p> <p>[事業内容]</p> <p>(1) 農業次世代人材投資資金(準備型) 就農前の研修期間(原則2年以内)の生活安定を支援する資金を交付します。</p> <p>(2) 農業次世代人材投資資金(経営開始型) 就農直後(5年以内)の経営確立を支援する資金を交付します。</p> <p>[補助要件等]</p> <p>(1) 農業次世代人材投資資金(準備型)の主な補助要件等</p> <p>ア 就農予定時の年齢が, 原則50歳未満であること。</p> <p>イ 県が認める研修機関等で概ね1年以上研修を受けること。</p> <p>ウ 研修終了後1年以内に原則50歳未満で就農しない場合及び交付期間の1.5倍の期間(最低2年間), 就農を継続しない場合は全額返還</p> <p>(2) 農業次世代人材投資資金(経営開始型)の主な補助要件等</p> <p>ア 就農時の年齢が, 原則50歳未満の認定新規就農者であること。</p> <p>イ 国の定める要件を満たす独立・自営就農者であること。</p> <p>ウ 資金を除いた本人の前年の所得が350万円を超えた場合や交付期間2年目が終了した時点で実施する中間評価においてC評価相当と判断された場合交付停止</p> <p>エ 交付期間と同期間, 同程度の営農を継続しなかった場合, 交付済みの資金の総額に営農を継続しなかった期間を交付期間で除した値を乗じた額を返還</p> <p>[補助限度額・補助率]</p> <p>予算の範囲内で以下の資金を交付する。</p> <p>(1) 農業次世代人材投資資金(準備型) 年間150万円</p> <p>(2) 農業次世代人材投資資金(経営開始型) 年間最大150万円</p> <p>[問合せ先]</p> <p>農業経営課 担い手・参入支援室 TEL:029-301-3846</p> <p>県北農林事務所 企画調整部門 企画調整課 TEL:0294-80-3301</p> <p>県央農林事務所 企画調整部門 企画調整課 TEL:029-221-3012</p> <p>鹿行農林事務所 企画調整部門 企画調整課 TEL:0291-33-6285</p> <p>県南農林事務所 企画調整部門 企画調整課 TEL:029-822-7083</p> <p>県西農林事務所 企画調整部門 企画調整課 TEL:0296-24-9164</p>